

株式会社いすみ洋上風力発電「(仮称)いすみ沖洋上風力発電事業 計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和4年11月18日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)いすみ沖洋上風力発電事業
計画段階環境配慮書」について、株式会社いすみ洋上風力発電に対し、環境の保全の見地
からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 千葉県いすみ市の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 最大696,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 8月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年11月11日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年11月18日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社いすみ洋上風力発電「(仮称)いすみ沖洋上風力発電事業 計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2)最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)海生生物等に対する影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)には、「器械根」と呼ばれる岩礁群が存在し、当該岩礁群等にはカジメ等の岩礁性の大型海藻が生育している可能性がある。また、想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月

環境省)に抽出されており、さらに、藻場が分布していることから、本事業の実施により藻場や海生生物等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場や海生生物等の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による藻場や海生生物等への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場等の改変を回避又は極力低減するとともに、環境保全措置を講ずることにより藻場や海生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された南房総国定公園が存在している。当該国定公園には、主要な眺望点である「和泉浦園地」、「日在園地」等が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔距離をとる等の措置を講ずること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。